

# 整服姿もりりしく

## 交通指導員が誕生

### 児童・生徒の安全通学のために

市内の児童・生徒を通過・通学時の交通事故から守り、一般歩行者にも正しい歩行の指導を行なうために、このほど日光市交通安全指導員が誕生、秋の交通安全運動が始まった十月六日から、児童・生徒の登・下校時に、市から委嘱された九名のかたがたが、九か所の主要地点で



【整服姿で交通指導に当る交通指導員】

正しく渡るなど、正しい歩行ルールを守るようご協力ください

#### ◇日光市交通指導員

敬称略( )内は指導場所  
 △柳井静夫(中宮祠小・中学校入口) △伊藤松二郎(中宮祠小中学校入口) △市塚岩太郎(安良沢小学校入口) △小笠原より(清滝小学校前) △宮川一朗(日光小学校前) △樫村壮一(観光協会前) △佐々木松徳(日光劇場前) △高緑一男(石屋町コ一ハク前) △岩本政則(東武駅前交差点) △石川道義(国鉄駅前交差点) △三木友明(七里地内横断歩道)

### 不用犬引き取り

11月16日

市役所前 12時

清滝出張所 12時20分

中宮祠出張所 12時50分

# 市史編さん室

## だより

### 明治初年ごろの入校規則

○明治八年の  
 「鉢石学舎入校規則」

明治八年に記録されたもので、「入校規則」という文書があります。

これには、当時の小学校に入校する生徒の心構えとして礼儀、授業時間、学科試験などのことが定められてあります。

当時は、六歳で入校できましたが、学区内の学齢人員は百三十二人、内男七十三人、女五十九人で、その内、就学者は七十八人、(男四十三人、女三十五人)でしたから、就学率は六〇パーセントでしかありませんでした。

月謝は、壹朱(二両の十六分の一)であり、五十四人の不就学者があったことは、学問に対する無知ばかりでなく、当時の生活状況からみて、壹朱の月謝は相当多額であり、これを納めることが容易でなかったことと推察されます。

「入校規則」  
 一、小学ハ教育ノ初級ニシテ

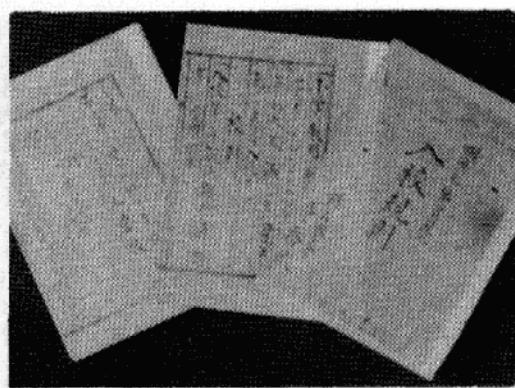


人民一般学バズンバアルカラザルモノナリ、故ニ年齢六歳ニ満ツル者ハ男女ノ別ナク悉皆(しっかい)入校セシム

#### 校則

一、入校望ノ者ハ別紙難形(ひながた)之通り證書ヲ以可願出事

一、入校ノ生徒互ニ禮讓ヲ厚クシ且正直柔順ニシテ兄弟ノ如ク総テ親睦タルベキ事  
 一、教場ハ常ニ莊嚴潔清ナルヲ要ス故ニ授業中雜談疾走等堅ク禁之  
 一、校中ニ於テ高声ハ勿論受業之事ニ付議論等有之候共喧(こゝろ)へ可差出事



【写真は、規則書を保存用にコピーしたもの】

やかま)シク論ズベカラズ時限後教師ノ方へ可申出事  
 一、出校退校之節途中無留滞直ニ昇降スヘキ事  
 一、午前第八時出校、午後第四時退校之事、但課業ハ五時間ノ事  
 一、月末研究スル處ノ学科ヲ試験シ遂次進歩スルモノ褒賞可与事  
 一、毎月清書五、十之日、十六ノ日休業之事、但十六之外臨時ニ揭示ス  
 一、束脩(そくしゅう)入校金のことハ、入校之日、月謝ハ毎月二十八日事務掛へ可差出事  
 一、束脩金壹朱月謝  
 一、石盤筆等受業必用之具ハ銘々(めいめい)持参之事右之件、堅ク可相守者也

「高野家文書より」  
 ご覧のように、当時の校則は、なかなか厳しいものだったようですが、友だち仲良くとか、授業中の雑談はいけいなど、現代でも同じですが、学校内で大きな声で議論してはいけないなどは、いまには通じないようです。